

「有価証券上場規程」等の一部改正新旧対照表

目次

(ページ)

・ 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
・ 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表	6
・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	7
・ 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の一部改正新旧対照表	9
・ 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	10
・ 株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	12
・ E T F に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	15
・ 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	18
・ 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	25
・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	30
・ 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱いの一部改正新旧対照表	34
・ 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	36
・ 株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	38
・ 退職給付会計基準の適用等に関する有価証券上場規程に関する取扱い要領の特例の一部改正新旧対照表	43
・ 債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	45
・ E T F に関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	46

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、当該書類のうち当取引所が定める書類については、当取引所がその都度定める日までに提出すれば足りるものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 上場申請に係る内国株券（国内の他の金融商品取引所に上場されている内国株券又は日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄であって、<u>単元株式数が1000株である場合を除く。</u>）について、上場時における単元株式数が100株であることが見込まれない場合は、新規上場申請者が、上場後において、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第26条第2項に規定する単元株式数の変更又は単元株式数の定めの新設を行う旨を確約した書面</p> <p>(11) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 新規上場申請者は、上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に規定する書類を提出するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 内閣総理大臣等（内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者（新規上場申請者が外国会社である場合には、これらに相当する外国の行政庁を含む。）をいう。以下同じ。）に有価証券の募集に関する届出又は売出しに関する届出若しくは通知書の提出を行った場合には、次の書類の写し</p> <p style="padding-left: 40px;">各2部（bに規定する書類については1部）</p> <p>a 有価証券届出書（<u>法第5条第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する届出書（法第5条第6項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該届出書に代わる書類を提出</u></p>	<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、当該書類のうち当取引所が定める書類については、当取引所がその都度定める日までに提出すれば足りるものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 上場申請に係る内国株券（国内の他の金融商品取引所に上場されている内国株券又は日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄を除く。）について、上場時における単元株式数が100株であることが見込まれない場合は、新規上場申請者が、上場後において、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第26条に規定する単元株式数の変更又は単元株式数の定めの新設を行う旨を確約した書面</p> <p>(11) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 新規上場申請者は、上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に規定する書類を提出するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 内閣総理大臣等（内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者（新規上場申請者が外国会社である場合には、これらに相当する外国の行政庁を含む。）をいう。以下同じ。）に有価証券の募集に関する届出又は売出しに関する届出若しくは通知書の提出を行った場合には、次の書類の写し</p> <p style="padding-left: 40px;">各2部（bに規定する書類については1部）</p> <p>a 有価証券届出書（<u>訂正有価証券届出書を含む。</u>）及びその添付書類（既に提出されているものと同一内容の書類を除く。）</p>

する外国の者にあつては、当該書類及びその補足書類）及びその添付書類並びにこれらの書類の訂正届出書をいう。）（既に提出されているものと同一内容の書類を除く。）

b・c （略）

d 届出目論見書及び届出仮目論見書

(4) 有価証券の募集若しくは売出しの発行登録又はその取下げを行った場合、又は発行登録による募集若しくは売出しを行った場合には、次の書類の写し

各2部（bに規定する書類については1部）

a～c （略）

d 発行登録目論見書、発行登録仮目論見書及び発行登録追補目論見書

e （略）

(5) 内閣総理大臣等に次の書類を提出した場合には、その写し

a から d まで及び i に規定する書類については各2部、e から h までに規定する書類については各1部。ただし、新規上場申請者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号。以下「開示府令」という。）第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。）でない外国会社以外である場合には、a から c までに規定する書類について訂正が行われたときにその写しを提出すれば足りるものとする。

a 有価証券報告書（法第24条第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書（同条第8項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該有価証券報告書に代わる書類を提出する外国の者にあつては当該書類）をいう。以下同じ。）（訂正有価証券報告書を含む。）及びその添付書類（既に提出されているものと同一内容の書類を除く。）

b 半期報告書（法第24条の5第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書（同条第7項（法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて当該半期報告書に代わる書類を提出する外国の者にあつては当該書類）をいう。以下同じ。）（訂正半期報告書を含む。）

c 四半期報告書（法第24条の4の7第1項（法に

b・c （略）

d 届出目論見書（届出仮目論見書を含む。）

(4) 有価証券の募集若しくは売出しの発行登録又はその取下げを行った場合、又は発行登録による募集若しくは売出しを行った場合には、次の書類の写し

各2部（bに規定する書類については1部）

a～c （略）

d 発行登録目論見書（発行登録仮目論見書を含む。）及び発行登録追補目論見書

e （略）

(5) 内閣総理大臣等に次の書類を提出した場合には、その写し

a から d まで及び i に規定する書類については各2部、e から h までに規定する書類については各1部。ただし、新規上場申請者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号。以下「開示府令」という。）第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。）でない外国会社以外である場合には、a から c までに規定する書類について訂正が行われたときにその写しを提出すれば足りるものとする。

a 有価証券報告書（訂正有価証券報告書を含む。）及びその添付書類（既に提出されているものと同一内容の書類を除く。）

b 半期報告書（訂正半期報告書を含む。）

c 四半期報告書（訂正四半期報告書を含む。）

において準用する場合を含む。)に規定する四半期報告書(同条第6項(法において準用する場合を含む。))の規定に基づいて当該四半期報告書に代わる書類を提出する外国の者にあつては当該書類)をいう。以下同じ。)(訂正四半期報告書を含む。)

d 臨時報告書(法第24条の5第4項(法において準用する場合を含む。))に規定する臨時報告書(同条第15項(法において準用する場合を含む。))の規定に基づいて当該臨時報告書に代わる書類を提出する外国の者にあつては当該書類)をいう。以下同じ。)(訂正臨時報告書を含む。)

e 自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書

f・g (略)

h 大量保有報告書及び変更報告書並びにこれらの訂正報告書

i 内部統制報告書(法第24条の4の4第1項(法において準用する場合を含む。))に規定する(同条第6項において読み替えて準用する法第24条第8項(法において準用する場合を含む。))の規定に基づいて当該内部統制報告書に代わる書類を提出する外国の者にあつては当該書類)をいう。以下同じ。)(訂正内部統制報告書を含む。)

(6)～(8) (略)

6 (略)

7 新規上場申請者は、次の各号に掲げる財務計算に関する書類について、法第193条の2の規定に準じて、2人以上の公認会計士(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第16条の2第3項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。))又は監査法人の監査、中間監査又は四半期レビュー(特定事業会社(開示府令第17条の15第2項各号に掲げる事業を行う会社をいう。以下同じ。))にあつては、中間監査を含む。以下同じ。))を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書(特定事業会社にあつては、中間監査報告書を含む。以下同じ。))を添付するものとする。ただし、新規上場申請者が当取引所が定める外国会社で

d 臨時報告書(訂正臨時報告書を含む。)

e 自己株券買付状況報告書(訂正自己株券買付状況報告書を含む。)

f・g (略)

h 大量保有報告書(訂正大量保有報告書を含む。))及び変更報告書(訂正変更報告書を含む。))

i 内部統制報告書(訂正内部統制報告書を含む。)

(6)～(8) (略)

6 (略)

7 新規上場申請者は、次の各号に掲げる財務計算に関する書類について、法第193条の2の規定に準じて、2人以上の公認会計士(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第16条の2第3項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。))又は監査法人の監査、中間監査又は四半期レビュー(特定事業会社(開示府令第17条の15第2項各号に掲げる事業を行う会社をいう。以下同じ。))にあつては、中間監査を含む。以下同じ。))を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書(特定事業会社にあつては、中間監査報告書を含む。以下同じ。))を添付するものとする。ただし、新規上場申請者が当取引所が定める外国会社で

ある場合には、この限りでない。

- (1) 第2項第4号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載及び添付する財務諸表等（財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表をいう。以下同じ。）及び連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書並びに連結附属明細表をいう。以下同じ。）又は財務書類（外国会社の財務計算に関する書類をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）のうち、当取引所が指定するもの
- (2) 第2項第4号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される中間財務諸表等（中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。）及び中間連結財務諸表（中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書をいう。以下同じ。）若しくは四半期財務諸表等（四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書並びに四半期連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成すべき会社でない会社にあつては、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書とする。）（特定事業会社にあつては、中間財務諸表等を含む。）をいう。以下同じ。）又は前項の規定により提出する「上場申請のための四半期報告書」に記載される四半期財務諸表等

8～12 （略）

（新株予約権証券の上場）

第10条の3 第9条の規定により上場申請のあった新株予約権証券が、上場株券を目的とするものである場合には、当取引所が定める基準に適合するときに上場を承認するものとする。

ある場合には、この限りでない。

- (1) 第2項第4号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される財務諸表等（財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表をいう。以下同じ。）及び連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表をいう。以下同じ。）又は財務書類（外国会社の財務計算に関する書類をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）のうち、当取引所が指定するもの
- (2) 第2項第4号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される中間財務諸表等（中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。）及び中間連結財務諸表（中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書をいう。以下同じ。）若しくは四半期財務諸表等（四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成すべき会社でない会社にあつては、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書とする。）（特定事業会社にあつては、中間財務諸表等を含む。）をいう。以下同じ。）又は前項の規定により提出する「上場申請のための四半期報告書」に記載される四半期財務諸表等

8～12 （略）

（新株予約権証券の上場）

第10条の3 第9条の規定により上場申請のあった新株予約権証券が、上場株券を目的とするものである場合には、原則として当取引所が定める基準に適合するときに上場を承認するものとする。

2 (略)

2 (略)

付 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、第1号から第5号まで及び第8号から第12号までに適合し、かつ、第6号又は第7号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 単元株式数</p> <p>単元株式数が、上場の時に100株となる見込みのあること（国内の他の金融商品取引所に上場されている内国株券及び日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄であって、<u>単元株式数が1000株である場合</u>を除く。）。ただし、当取引所が適当と認める場合は、この限りでない。</p> <p>(11)・(12) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の第4条第1項第10号の規定は、平成26年4月1日以後に上場申請を行う者から適用する。</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、第1号から第5号まで及び第8号から第12号までに適合し、かつ、第6号又は第7号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 単元株式数</p> <p>単元株式数が、上場の時に100株となる見込みのあること（国内の他の金融商品取引所に上場されている内国株券及び日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄を除く。）。ただし、当取引所が適当と認める場合は、この限りでない。</p> <p>(11)・(12) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧
対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（当取引所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、その決定理由又は発生経緯その他の当取引所が投資者の投資判断上重要と認める内容を、直ちに、開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次の a から a o までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a～f (略)</p> <p><u>f の 2 前 f に規定する新株予約権無償割当てに係る発行登録（その取下げを含む。）又は当該発行登録に係る新株予約権無償割当てのための需要状況若しくは権利行使の見込みの調査の開始</u></p> <p>g～a o (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(会社情報の開示の方法)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p><u>7 施行令第30条第1項第2号の規定に基づく重要事実等又は公開買付け等事実の当取引所への通知は、第1項に規定する会社情報の開示により行うものとする。</u></p> <p>(株式分割の効力発生日等)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 上場内国会社は、前項に規定する場合において、発行可能株式総数の増加に係る株主総会の決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、当該株式分割又は株式無償割当てを行うことが確定する日から起算して <u>4 日目</u>（休業日を除外する。）の日以後の日を、当該株式分割又は株式無償割当てに係る権利を受ける者を確定するための基準日とするものとする。</p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（当取引所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、その決定理由又は発生経緯その他の当取引所が投資者の投資判断上重要と認める内容を、直ちに、開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次の a から a o までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a～f (略)</p> <p>(新設)</p> <p>g～a o (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(会社情報の開示の方法)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(株式分割の効力発生日等)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 上場内国会社は、前項に規定する場合において、発行可能株式総数の増加に係る株主総会の決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、当該株式分割又は株式無償割当てを行うことが確定する日から起算して <u>5 日目</u>（休業日を除外する。）の日以後の日を、当該株式分割又は株式無償割当てに係る権利を受ける者を確定するための基準日とするものとする。</p>

(単元株式数)

第26条 上場内国株券の発行者は、上場内国株券の単元株式数を100株とするものとする。ただし、上場内国株券の単元株式数が1000株である場合及び株券上場審査基準第4条第1項第10号ただし書の適用を受けて上場した場合には、この限りでない。

2 上場内国株券の発行者は、上場内国株券の単元株式数の変更又は単元株式数の定めの新設について取締役会決議（委員会設置会社については、執行役の決定を含む。）を行う場合には、単元株式数を100株とするものとする。

(売買単位の統一に向けた努力)

第42条の2 上場内国株券の発行者は、上場内国株券の単元株式数を100株とするよう努めなければならない。

(コーポレート・ガバナンスの充実にに向けた取組み)

第42条の3 (略)

(公表措置)

第53条 当取引所は、次の各号に掲げる場合であって、当取引所が必要と認めるときは、その旨を公表することができる。

(1) (略)

(1)の2 上場会社が第26条第1項の規定に違反したと当取引所が認める場合

(2)・(3) (略)

2 (略)

付 則

1 この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の第26条第1項及び第53条第1項第1号の2の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(単元株式数の変更等)

(新設)

第26条 上場内国株券の発行者は、上場内国株券の単元株式数の変更又は単元株式数の定めの新設について取締役会決議（委員会設置会社については、執行役の決定を含む。）を行う場合には、単元株式数を100株とするものとする。

(新設)

(コーポレート・ガバナンスの充実にに向けた取組み)

第42条の2 (略)

(公表措置)

第53条 当取引所は、次の各号に掲げる場合であって、当取引所が必要と認めるときは、その旨を公表することができる。

(1) (略)

(新設)

(2)・(3) (略)

2 (略)

上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の一部改正
新旧対照表

新	旧
<p>(指定替え基準)</p> <p>第2条 市場第一部銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合は、市場第二部銘柄へ指定替えを行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社とその事業年度の末日において債務超過の状態となった場合。ただし、当該上場会社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、<u>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法</u> (平成11年法律第131号。以下「産活法」という。)<u>第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生</u> (当該手続が実施された場合における<u>産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)</u>又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合 (当取引所が適当と認める場合に限る。)には、当該1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。</p>	<p>(指定替え基準)</p> <p>第2条 市場第一部銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合は、市場第二部銘柄へ指定替えを行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社とその事業年度の末日において債務超過の状態となった場合。ただし、当該上場会社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合 (当取引所が適当と認める場合に限る。)には、当該1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。</p>

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄（セントレックス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社とその事業年度の末日において債務超過の状態となった場合において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当該上場会社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、<u>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号。以下「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）</u>又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）には、債務超過の状態となってから2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。</p> <p>(6)～(20) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄（セントレックス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社とその事業年度の末日において債務超過の状態となった場合において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当該上場会社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）には、債務超過の状態となってから2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。</p> <p>(6)～(20) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(セントレックスの上場廃止基準)</p> <p>第2条の2 セントレックス上場銘柄は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 債務超過</p> <p>上場会社とその事業年度の末日において債務超過の状態となった場合（上場後3年間において、債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。た</p>	<p>(セントレックスの上場廃止基準)</p> <p>第2条の2 セントレックス上場銘柄は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 債務超過</p> <p>上場会社とその事業年度の末日において債務超過の状態となった場合（上場後3年間において、債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。た</p>

だし、当該上場会社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）には、債務超過の状態となってから2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

(4)の2・(5) (略)

2 (略)

付 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

だし、当該上場会社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）には、債務超過の状態となってから2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

(4)の2・(5) (略)

2 (略)

株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の特例)</p> <p>第3条 被支援会社である上場会社が発行する株券についての上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条の規定の適用については、同条第5号を次のとおりとする。</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社とその事業年度の末日において債務超過の状態となった場合（当該上場会社が、企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、その事業年度の末日から1年以内（当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）にあつては、債務超過の状態となった場合であつて、かつ、企業再生支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。）。ただし、当該上場会社が次のaからdまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）には、当該1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。</p> <p>a (略)</p> <p><u>b 産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）</u></p> <p><u>c (略)</u></p> <p><u>d (略)</u></p> <p>(株券上場廃止基準の特例)</p>	<p>(上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の特例)</p> <p>第3条 被支援会社である上場会社が発行する株券についての上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条の規定の適用については、同条第5号を次のとおりとする。</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社とその事業年度の末日において債務超過の状態となった場合（当該上場会社が、企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、その事業年度の末日から1年以内（当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）にあつては、債務超過の状態となった場合であつて、かつ、企業再生支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。）。ただし、当該上場会社が次のaからcまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、1年以内（cに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）には、当該1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。</p> <p>a (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>b (略)</u></p> <p><u>c (略)</u></p> <p>(株券上場廃止基準の特例)</p>

第4条 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条第1項の規定の適用については、同項第5号を次のとおりとする。

(5) 債務超過

上場会社がある事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき（当該上場会社が、企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内（当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。））にあつては、1年以内に債務超過の状態でなくならなかった場合であつて、かつ、企業再生支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。）。ただし、当該上場会社が次のaからdまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

a (略)

b 産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）

c (略)

d (略)

2 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条の2第1項の規定の適用については、同項第4号を次のとおりとする。

(4) 債務超過

上場会社がある事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後3年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内に債務

第4条 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条第1項の規定の適用については、同項第5号を次のとおりとする。

(5) 債務超過

上場会社がある事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき（当該上場会社が、企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内（当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。））にあつては、1年以内に債務超過の状態でなくならなかった場合であつて、かつ、企業再生支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。）。ただし、当該上場会社が次のaからcまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内（cに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

a (略)

(新設)

b (略)

c (略)

2 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条の2第1項の規定の適用については、同項第4号を次のとおりとする。

(4) 債務超過

上場会社がある事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後3年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内に債務

超過の状態でなくならなかったとき（当該上場会社が企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内（当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）にあつては、1年以内に債務超過の状態でなくならなかった場合であつて、かつ、企業再生支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。）。ただし、当該上場会社が次のaからdまでのいずれかを行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

a （略）

b 産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）

c （略）

d （略）

付 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

超過の状態でなくならなかったとき（当該上場会社が企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内（当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）にあつては、1年以内に債務超過の状態でなくならなかった場合であつて、かつ、企業再生支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。）。ただし、当該上場会社が次のaからcまでのいずれかを行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内（cに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

a （略）

（新設）

b （略）

c （略）

ETFに関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) 財務諸表等 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表をいう。）及び連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び<u>連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書</u>、連結キャッシュ・フロー計算書並びに連結附属明細表をいう。）又は財務書類（外国会社の財務計算に関する書類をいう。）をいう。</p> <p>(16) 指定参加者 内国ETFの募集の取扱いを行う者として当該内国ETFの有価証券届出書等に記載されている者をいう。</p> <p>(17) (略)</p> <p>(17)の2 四半期財務諸表等 四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び<u>四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書並びに四半期連結キャッシュ・フロー計算書並びに四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書をいう。</u></p> <p>(17)の3～(26) (略)</p> <p>(27) 中間財務諸表等 中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。）及び中間連結財務諸表（中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び<u>中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書</u>、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書をいう。）をいう。</p> <p>(28)～(38) (略)</p> <p>(38)の2 <u>半期報告書 法第24条の5第1項（法において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書（同条第7項（法において準用する場合を含む。）</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) 財務諸表等 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表をいう。）及び連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表をいう。）又は財務書類（外国会社の財務計算に関する書類をいう。）をいう。</p> <p>(16) 指定参加者 内国ETFの募集の取扱いを行う者として当該内国ETFの有価証券届出書（<u>訂正届出書を含む。</u>）等に記載されている者をいう。</p> <p>(17) (略)</p> <p>(17)の2 四半期財務諸表等 四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書並びに四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書をいう。</p> <p>(17)の3～(26) (略)</p> <p>(27) 中間財務諸表等 中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。）及び中間連結財務諸表（中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書をいう。）をいう。</p> <p>(28)～(38) (略)</p> <p>(新設)</p>

の規定に基づいて当該半期報告書に代わる書類を提出する外国の者にあつては当該書類)をいう。

(39)～(42) (略)

(43) 有価証券届出書 法第5条第1項(法において準用する場合を含む。)に規定する届出書(法第5条第6項(法において準用する場合を含む。)の規定に基づいて当該届出書に代わる書類を提出する外国の者にあつては、当該書類及びその補足書類)及びその添付書類並びにこれらの書類の訂正届出書をいう。

(44) 有価証券報告書 法第24条第1項(法において準用する場合を含む。)に規定する有価証券報告書(同条第8項(法において準用する場合を含む。)の規定に基づいて当該有価証券報告書に代わる書類を提出する外国の者にあつては当該書類)をいう。

(上場審査基準)

第7条 内国ETFの上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 新規上場申請銘柄が、次のaからlまで(公社債投資信託以外の証券投資信託(投資信託法施行令第12条各号に掲げる投資信託又は施行規則で定める投資信託に該当するものを除く。以下この号、第9条第2項第1号及び第14条第1項第3号において同じ。)の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあつては、bの(c)及びdを除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあつては、bの(h)及びeを除く。)に適合していること。

a～i (略)

j 次の(a)及び(b)に適合していること。

(a) 新規上場申請銘柄に係る最近2年間(「最近」の計算は、新規上場申請日の直前の特定期間(法第24条第5項に規定する特定期間をいう。以下同じ。)の末日を起算日としてさかのぼる。以下同じ。)に終了する各特定期間(信託契約期間の開始日以後の期間に限る。以下このjにおいて同じ。)の財務諸表等又は各特定

(39)～(42) (略)

(新設)

(新設)

(上場審査基準)

第7条 内国ETFの上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 新規上場申請銘柄が、次のaからlまで(公社債投資信託以外の証券投資信託(投資信託法施行令第12条各号に掲げる投資信託又は施行規則で定める投資信託に該当するものを除く。以下この号、第9条第2項第1号及び第14条第1項第3号において同じ。)の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあつては、bの(c)及びdを除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあつては、bの(h)及びeを除く。)に適合していること。

a～i (略)

j 次の(a)及び(b)に適合していること。

(a) 新規上場申請銘柄に係る最近2年間(「最近」の計算は、新規上場申請日の直前の特定期間(法第24条第5項に規定する特定期間をいう。以下同じ。)の末日を起算日としてさかのぼる。以下同じ。)に終了する各特定期間(信託契約期間の開始日以後の期間に限る。以下このjにおいて同じ。)の財務諸表等又は各特定

期間における中間財務諸表等が記載される有価証券報告書等（有価証券届出書、有価証券報告書（報告書代替書面を含む。以下同じ。）及びその添付書類、半期報告書（半期代替書面を含む。以下同じ。）並びに目論見書をいう。以下同じ。）に虚偽記載（有価証券報告書等について、内閣総理大臣等から訂正命令（原則として、法第10条（法第24条の2及び第24条の5において準用する場合を含む。）又は第23条の10に係る訂正命令）若しくは課徴金納付命令（法第172条の2第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）又は第172条の4第1項若しくは第2項に係る命令）を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により法第197条若しくは第207条に係る告発が行われた場合、又はこれらの訂正届出書又は訂正報告書を提出した場合であって、その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいう。以下同じ。）を行っていないこと。

(b) (略)

k・1 (略)

(3) (略)

2 (略)

付 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

期間における中間財務諸表等が記載される有価証券報告書等（有価証券届出書及びその添付書類、有価証券報告書（報告書代替書面及び外国会社報告書並びにその補足書類を含む。以下同じ。）及びその添付書類、半期報告書（半期代替書面及び外国会社半期報告書並びにその補足書類を含む。以下同じ。）並びに目論見書をいう。以下同じ。）に虚偽記載（有価証券報告書等について、内閣総理大臣等から訂正命令（原則として、法第10条（法第24条の2及び第24条の5において準用する場合を含む。）又は第23条の10に係る訂正命令）若しくは課徴金納付命令（法第172条の2第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）又は第172条の4第1項若しくは第2項に係る命令）を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により法第197条若しくは第207条に係る告発が行われた場合、又はこれらの訂正届出書又は訂正報告書を提出した場合であって、その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいう。以下同じ。）を行っていないこと。

(b) (略)

k・1 (略)

(3) (略)

2 (略)

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1) 第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、Ⅰの部及びⅡの部から成るものとし、次のaからgまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者（外国会社を除く。）がセントレックスへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部とし、新規上場申請者（セントレックスへの上場を申請する者及び外国会社を除く。）が上場会社の人的分割によりその営業を承継する会社であつて、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由によりⅡの部を作成することができない場合に限る。）又は新規上場申請者が外国会社である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。</p> <p>a 「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」は、開示府令第8条第2項第1号に規定する「第2号の4様式」（「<u>第二部</u>」から「<u>第四部</u>」まで）に準じて作成するものとし、「第2号の4様式」の「<u>第二部</u>」に準じて掲げたものの次に、開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」の「<u>第二部</u>」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。ただし、新規上場申請者が上場申請日において既に1年間継続して有価証券報告書を提出している者である場合には、開示府令第9条の3第4項に規定する「第2号の2様式」（「<u>第三部</u>」及び「<u>第四部</u>」）に準じて作成することができるものとし、この場合には、「第2号の2様式」の「<u>第四部</u>」に準じて掲げたものの次に、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」の「<u>第四部</u>」及び同条第2項第1号に規定する「第2号の4様式」の「<u>第四部</u>」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。</p> <p>b 前aの規定にかかわらず、新規上場申請者が国</p>	<p>2 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1) 第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、Ⅰの部及びⅡの部から成るものとし、次のaからgまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者（外国会社を除く。）がセントレックスへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部とし、新規上場申請者（セントレックスへの上場を申請する者及び外国会社を除く。）が上場会社の人的分割によりその営業を承継する会社であつて、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由によりⅡの部を作成することができない場合に限る。）又は新規上場申請者が外国会社である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部及び当取引所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。</p> <p>a 「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」は、開示府令第8条第2項に規定する「第2号の4様式」（「<u>第二部</u>」から「<u>第四部</u>」まで）に準じて作成するものとし、「第2号の4様式」の「<u>第二部</u>」に準じて掲げたものの次に、開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」の「<u>第二部</u>」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。ただし、新規上場申請者が上場申請日において既に1年間継続して有価証券報告書を提出している者である場合には、開示府令第9条の3第4項に規定する「第2号の2様式」（「<u>第二部</u>」及び「<u>第三部</u>」）に準じて作成することができるものとし、この場合には、「第2号の2様式」の「<u>第三部</u>」に準じて掲げたものの次に、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」の「<u>第四部</u>」及び同条第2項に規定する「第2号の4様式」の「<u>第四部</u>」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。</p> <p>b 前aの規定にかかわらず、新規上場申請者が国</p>

内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者（以下このbにおいて「他市場上場会社」という。）若しくは外国会社である場合、株券上場審査基準第4条第3項若しくは第6条第3項の規定の適用を受ける場合又は上場会社若しくは他市場上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社（承継する事業が新規上場申請者の主要な事業となるものに限る。）であって、当該会社分割がその効力を生ずる日の前に上場申請を行う場合には、「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」は、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」（「第二部」及び「第四部」）又は同項第4号に規定する「第7号様式」（「第二部」及び「第四部」）若しくは同項第3号に規定する「第2号の6様式」（「第二部」、「第三部」及び「第五部」）に準じて作成するものとし、「第2号様式」の「第二部」又は「第7号様式」の「第二部」若しくは「第2号の6様式」の「第三部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」の「第二部」又は同条第2号イに規定する「第8号様式」の「第二部」に掲げた事項を、当該様式に準じて記載するものとする。ただし、新規上場申請者が上場申請日において既に1年間継続して有価証券報告書を提出している者である場合には、開示府令第9条の3第4項に規定する「第2号の2様式」（「第三部」及び「第四部」）又は「第7号の2様式」（「第三部」及び「第四部」）に準じて作成することができるものとし、この場合には、「第2号の2様式」の「第四部」又は「第7号の2様式」の「第四部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」の「第四部」又は同項第4号に規定する「第7号様式」の「第四部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。

bの2 最近2年間（「最近」の計算は、上場申請日の直前事業年度の末日を起算日としてさかのぼる。以下この2、6及び9における「最近」の起算について同じ。）に終了した事業年度（直前事

内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者（以下このbにおいて「他市場上場会社」という。）若しくは外国会社である場合、株券上場審査基準第4条第3項若しくは第6条第3項の規定の適用を受ける場合又は上場会社若しくは他市場上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社（承継する事業が新規上場申請者の主要な事業となるものに限る。）であって、当該分割期日の前に上場申請を行う場合には、「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」は、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」（「第二部」及び「第四部」）又は同項第4号に規定する「第7号様式」（「第二部」及び「第四部」）に準じて作成するものとし、「第2号様式」の「第二部」又は「第7号様式」の「第二部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」の「第二部」又は同条第2号イに規定する「第8号様式」の「第二部」に掲げた事項を、当該様式に準じて記載するものとする。ただし、新規上場申請者が上場申請日において既に1年間継続して有価証券報告書を提出している者である場合には、開示府令第9条の3第4項に規定する「第2号の2様式」（「第二部」及び「第三部」）又は「第7号の2様式」（「第二部」及び「第三部」）に準じて作成することができるものとし、この場合には、「第2号の2様式」の「第三部」又は「第7号の2様式」の「第三部」に準じて掲げたものの次に、開示府令第8条第1項第1号に規定する「第2号様式」の「第四部」又は同項第4号に規定する「第7号様式」の「第四部」に掲げる事項を、当該様式に準じて記載するものとする。

(新設)

業年度を除く。）又は連結会計年度（直前連結会計年度を除く。）に係る財務諸表又は連結財務諸表が、法第5条第1項又は法第24条第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されている場合は、
「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」
に当該財務諸表又は連結財務諸表を添付するものとする。

c 新規上場申請者（セントレックスへの新規上場申請者を除く。以下このc及び次のdにおいて同じ。）が最近1年間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において次の(a)又は(b)に掲げる行為を行っている場合（(a)に掲げる行為については、新規上場申請者の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第8条第3項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が行っている場合を含む。）は、a及び前bの規定により作成する「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に当該(a)又は(b)に定める財務計算に関する書類（当該「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載されているもの及び当取引所が添付を要しないものとして認めるものを除く。）を添付するものとする。ただし、当該(a)又は(b)に掲げる行為が新規上場申請者の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えないとき並びに新規上場申請者が外国会社であって、当取引所が適当と認める財務書類を提出するときは、この限りでない。

(a)・(b) (略)

d (略)

dの2 bの規定にかかわらず、新規上場申請者が法第5条第8項に規定する書類を同条第6項の規定に基づいて提出している場合又は提出を予定している場合（同項に規定する公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定める場合に該当する見込みがあると当取引所が認める場合に限る。）には、「上場申請のための有価証

c 新規上場申請者（セントレックスへの新規上場申請者を除く。以下このc及び次のdにおいて同じ。）が最近1年間（上場申請日の直前事業年度の末日からさかのぼる。以下この2、6及び9における「最近」の起算について同じ。）又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において次の(a)又は(b)に掲げる行為を行っている場合（(a)に掲げる行為については、新規上場申請者の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第8条第3項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が行っている場合を含む。）は、a及び前bの規定により作成する「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に当該(a)又は(b)に定める財務計算に関する書類（当該「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載されているもの及び当取引所が添付を要しないものとして認めるものを除く。）を添付するものとする。ただし、当該(a)又は(b)に掲げる行為が新規上場申請者の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えないとき並びに新規上場申請者が外国会社であって、当取引所が適当と認める財務書類を提出するときは、この限りでない。

(a)・(b) (略)

d (略)

(新設)

券報告書（Ⅰの部）」は、次の(a)又は(b)に掲げる書類とする。

(a) 法第5条第8項に規定する書類

(b) bの規定により記載すべき事項であつて前(a)に掲げる書類に記載されていない事項を日本語又は英語によって記載した書面

e～g (略)

h 株券上場審査基準の取扱い2(5)mの(a)又は(b)に掲げる書類に基づき、株券上場審査基準第4条第1項第6号に規定する利益の額及び同項第7号に規定する売上高を算定する場合は、「上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に当該書類を添付するものとする。

(2) (略)

(3) 第11号に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、セントレックスへの新規上場申請者は、a、d、eからgまで、j及びnに規定する書類については、添付を要しない。

a～cの2 (略)

d 新規上場申請者が持株会社であつて、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに2か年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）で、かつ、持株会社になった日の子会社が複数あるときは、最近2年間のうち持株会社になる前の期間における当該複数の子会社の結合財務情報に関する書類（当該複数の子会社の連結損益計算書等（連結損益計算書及び連結包括利益計算書、又は連結損益及び包括利益計算書をいう。以下同じ。）若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書等（四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書、又は四半期連結損益及び包括利益計算書をいう。以下同じ。）若しくは四半期損益計算書を結合した損益計算書をいい、新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後持株会社になった場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表を含む。以下同じ。）

e～g (略)

(新設)

(2) (略)

(3) 第11号に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、セントレックスへの新規上場申請者は、a、d、eからgまで、j及びnに規定する書類については、添付を要しない。

a～cの2 (略)

d 新規上場申請者が持株会社であつて、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに2か年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）で、かつ、持株会社になった日の子会社が複数あるときは、最近2年間のうち持株会社になる前の期間における当該複数の子会社の結合財務情報に関する書類（当該複数の子会社の連結損益計算書若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書若しくは四半期損益計算書を結合した損益計算書をいい、新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後持株会社になった場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表を含む。以下同じ。）

この場合において、当該結合財務情報に関する書類は、当取引所が定める「結合財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

dの2～o (略)

(4)～(6) (略)

6 第3条(新規上場申請手続)第7項関係

(1) (略)

(2) 第7項ただし書に規定する「当取引所が定める外国会社」とは、次のa及びbに該当する外国会社をいうものとし、当該外国会社は、bに規定する証明に係る監査報告書を提出するものとする。この場合において、当該監査報告書については、前(1)の規定を準用して、その写しを提出することができる。

a・b (略)

(3) 第1号の規定により当取引所が指定するものは、次に掲げるものとする。

a (略)

aの2 2(1)bの2に規定する財務諸表又は連結財務諸表

b aの規定にかかわらず、セントレックスへの新規上場申請者である場合には、最近事業年度及びその直前事業年度並びに最近連結会計年度及びその直前連結会計年度の財務諸表等

8 第3条(新規上場申請手続)第12項関係

(1) 第12項に規定する「第2項から第9項までに掲げる書類のうち当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a (略)

b 「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」(第7項若しくは第9項又は2(1)bの2、c若しくはhの規定により添付される書類を含む。)

c (略)

(2)・(3) (略)

13の3 第10条の3(新株予約権証券の上場)関係

この場合において、当該結合財務情報に関する書類は、当取引所が定める「結合財務情報の作成基準」その他の合理的と認められる基準に従って作成するものとする。

dの2～o (略)

(4)～(6) (略)

6 第3条(新規上場申請手続)第7項関係

(1) (略)

(2) 第7項ただし書に規定する「当取引所が定める外国会社」とは、次のa及びbに該当する外国会社をいうものとし、当該外国会社は、bに規定する証明に係る監査報告書で訳文を付したものを提出するものとする。この場合において、当該監査報告書で訳文を付したものについては、前(1)の規定を準用して、その写しを提出することができる。

a・b (略)

(3) 第1号の規定により当取引所が指定するものは、次に掲げるものとする。

a (略)

(新設)

b 前aの規定にかかわらず、セントレックスへの新規上場申請者である場合には、最近事業年度及びその直前事業年度並びに最近連結会計年度及びその直前連結会計年度の財務諸表等

8 第3条(新規上場申請手続)第12項関係

(1) 第12項に規定する「第2項から第9項までに掲げる書類のうち当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a (略)

b 「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」(第7項若しくは第9項又は2(1)cの規定により添付される書類を含む。)

c (略)

(2)・(3) (略)

13の3 第10条の3(新株予約権証券の上場)関係

第1項に規定する「当取引所が定める基準」とは、次の各号に定める基準（当該新株予約権証券が外国会社が発行するものである場合には、当該基準に準ずる基準）のいずれにも適合することをいい、その上場期間は、当該新株予約権の行使期間満了の日前の日であって、当取引所が定める日までとする。

(1)～(5) (略)

(6) 公益又は投資者保護の観点から、その上場が適当でないと認められるものでないこと。

15 第12条の2（上場市場の変更）関係

(1) (略)

(2) 前(1) a に掲げる「上場市場の変更申請のための有価証券報告書」については、次の a 及び b に定めるところによる。

a・b (略)

c 2(1) b の2及び6(3) a の2の規定は、前 b の「上場市場の変更申請のための有価証券報告書（Iの部）」について準用する。この場合において、2(1) b の2中「最近」の計算は、上場申請日の直前事業年度の末日を起算日としてさかのぼる。以下この2、6及び9における「最近」の計算について同じ。」とあるのは「最近」の計算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日（上場市場の変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日をいう。）を起算日としてさかのぼる。」と読み替える。

18 第13条（所属部の指定又は指定替え）関係

(1) 第3項に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条の規定の適用を受ける上場会社については、次に掲げるものをいうものとする。

a～d (略)

e 上場会社が持株会社であって、持株会社になった後、一部指定申請日の直前事業年度の末日までに2年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）は、当該期間のうち持株

第1項に規定する「当取引所が定める基準」とは、次の各号に定める基準（当該新株予約権証券が外国会社が発行するものである場合には、当該基準に準ずる基準）のいずれにも適合することをいい、その上場期間は、当該新株予約権の行使期間満了の日前の日であって、当取引所が定める日までとする。

(1)～(5) (略)

(新設)

15 第12条の2（上場市場の変更）関係

(1) (略)

(2) 前(1) a に掲げる「上場市場の変更申請のための有価証券報告書」については、次の a 及び b に定めるところによる。

a・b (略)

(新設)

18 第13条（所属部の指定又は指定替え）関係

(1) 第3項に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条の規定の適用を受ける上場会社については、次に掲げるものをいうものとする。

a～d (略)

e 上場会社が持株会社であって、持株会社になった後、一部指定申請日の直前事業年度の末日までに2年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）は、当該期間のうち持株

会社になる前の期間における子会社（持株会社になった日の子会社に限り、当取引所が提出を要しないものとして認める子会社を除く。）の各連結会計年度の連結財務諸表（当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、財務諸表）

この場合において、当該子会社が複数あるときは、当該複数の子会社の連結損益計算書等若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書等若しくは四半期損益計算書を結合した損益計算書（直前事業年度の初日以後設立された会社である場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表を含む。）を添付するものとする。

f (略)

(2)・(3) (略)

付 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

会社になる前の期間における子会社（持株会社になった日の子会社に限り、当取引所が提出を要しないものとして認める子会社を除く。）の各連結会計年度の連結財務諸表（当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、財務諸表）

この場合において、当該子会社が複数あるときは、当該複数の子会社の連結損益計算書若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書若しくは四半期損益計算書を結合した損益計算書（直前事業年度の初日以後設立された会社である場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表又は貸借対照表を結合した貸借対照表を含む。）を添付するものとする。

f (略)

(2)・(3) (略)

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2 第4条（上場審査基準）第1項関係</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 利益の額</p> <p>a 第6号に規定する「利益の額」とは、連結損益計算書等（<u>比較情報（財務諸表等規則第6条、連結財務諸表規則第8条の3、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）第4条の3、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条の3、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）第3条の2及び中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第4条の2に規定する比較情報をいう。）を除く。以下この(5)及び(6)において同じ。）に基づいて算定される利益の額（連結財務諸表規則第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」に同規則第65条第3項により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。）をいうものとする。ただし、新規上場申請者が I F R S 任意適用会社である場合又は同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。</u></p> <p>b 前 a の規定にかかわらず、審査対象期間において新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間に係る第6号に規定する「利益の額」とは、損益計算書（<u>比較情報を除く。以下この(5)及び(6)において同じ。）</u>に基づいて算定される利益の額（財務諸表等規則第95条により表示される「経常利益金額」又は「経常損失金額」をいう。以下同じ。）をいうものとする。ただし、当該新規上場申請者が I F R S 任意適用会社である場合は、損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。</p>	<p>2 第4条（上場審査基準）第1項関係</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 利益の額</p> <p>a 第6号に規定する「利益の額」とは、連結損益計算書に基づいて算定される利益の額（連結財務諸表規則第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」に同規則第65条第3項により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。）をいうものとする。ただし、新規上場申請者が I F R S 任意適用会社である場合又は同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。</p> <p>b 前 a の規定にかかわらず、審査対象期間において新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間に係る第6号に規定する「利益の額」とは、損益計算書に基づいて算定される利益の額（財務諸表等規則第95条により表示される「経常利益金額」又は「経常損失金額」をいう。以下同じ。）をいうものとする。ただし、当該新規上場申請者が I F R S 任意適用会社である場合は、損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。</p>

c～e (略)

f 第6号において、新規上場申請者又はその子会社が、審査対象期間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。）を行っている場合は、合併前については、合併主体会社の連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額（合併主体会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、合併主体会社の損益計算書に基づいて算定される利益の額）について審査対象とするものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、合併主体会社の利益の額（cに規定する利益の額をいう。）又は合併当事会社の結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

g 第6号において、新規上場申請者（新規上場申請者が前fの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社）が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに2年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）には、最近2年間のうち持株会社になる前の期間については、当該期間に係る子会社（持株会社になった日の子会社に限る。）の各連結会計年度の連結損益計算書等（当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書）に基づいて算定される利益の額に相当する額（当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の当該連結損益計算書等若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書等若しくは四半期損益計算書を結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額）について審査対象とするものとする。

h (略)

i 第6号において、新規上場申請者（新規上場申請者がfの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社）が、相互会社から株式会社への組

c～e (略)

f 第6号において、新規上場申請者又はその子会社が、審査対象期間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において合併（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。）を行っている場合は、合併前については、合併主体会社の連結損益計算書に基づいて算定される利益の額（合併主体会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、合併主体会社の損益計算書に基づいて算定される利益の額）について審査対象とするものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、合併主体会社の利益の額（cに規定する利益の額をいう。）又は合併当事会社の結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

g 第6号において、新規上場申請者（新規上場申請者が前fの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社）が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに2年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）には、最近2年間のうち持株会社になる前の期間については、当該期間に係る子会社（持株会社になった日の子会社に限る。）の各連結会計年度の連結損益計算書（当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書）に基づいて算定される利益の額に相当する額（当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の当該連結損益計算書若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書若しくは四半期損益計算書を結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額）について審査対象とするものとする。

h (略)

i 第6号において、新規上場申請者（新規上場申請者がfの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社）が、相互会社から株式会社への組

織変更を行う場合であって、審査対象期間に当該組織変更前の期間が含まれるときは、その組織変更前の期間については、当該相互会社の各連結会計年度の連結損益計算書等（当該相互会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書）に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における利益の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分額として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

j～1 (略)

m 最近2年間に終了した事業年度（直前事業年度を除く。）又は連結会計年度（直前連結会計年度を除く。）に係る財務諸表又は連結財務諸表が、法第5条第1項又は法第24条第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合は、当該財務諸表又は連結財務諸表に代えて、次の(a)又は(b)に掲げる書類に基づき、第6号に規定する利益の額を算定することができるものとする。この場合においては、公認会計士又は監査法人による監査報告書又は財務数値等に係る意見を記載した書面を、当該書類に添付することを要するものとする。

(a) 当該事業年度又は連結会計年度において適用される会計方針を用いた財務諸表又は連結財務諸表

(b) 前(a)に掲げる書類に準ずるものとして、当取引所が適当と認める書類

(6) 時価総額

a (略)

b 第7号に規定する「売上高」とは、連結損益計算書等（審査対象期間において新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、損益計算書）に掲記される売上高をいうものとする。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書上の売上高に相当する

織変更を行う場合であって、審査対象期間に当該組織変更前の期間が含まれるときは、その組織変更前の期間については、当該相互会社の各連結会計年度の連結損益計算書（当該相互会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書）に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における利益の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分額として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

j～1 (略)

(新設)

(6) 時価総額

a (略)

b 第7号に規定する「売上高」とは、連結損益計算書（審査対象期間において新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、損益計算書）に掲記される売上高をいうものとする。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書上の売上高に相当する額を

額をいうものとする。

c 前bの規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合は、第7号に規定する売上高とは、新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記しているときは、連結損益計算書等上の売上高に相当する額をいうものとし、新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記していないときは、損益計算書に掲記される売上高に相当する額又は結合損益計算書に掲記される売上高をいうものとする。

d 前(5) d、e、h及びmの規定は、第7号の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「利益の額」とあるのは「売上高」と読み替えるものとする。

e～g (略)

(7) 虚偽記載又は不適正意見等

a～c (略)

d 第8号cに規定する「当取引所が適当と認める場合」とは、監査報告書（直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）又は四半期レビュー報告書において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」が記載されていない場合及び監査報告書又は四半期レビュー報告書において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合をいうものとする。

e～g (略)

(8) 株式事務代行機関の設置

a (略)

b 第9号に規定する株式事務代行機関として当取引所が承認するものは、次のとおりである。

(a) (略)

(b) 東京証券代行株式会社、日本証券代行株式会社及び株式会社アイ・アールジャパン

(9)・(10) (略)

いうものとする。

c 前bの規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合は、第7号に規定する売上高とは、新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記しているときは、連結損益計算書上の売上高に相当する額をいうものとし、新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記していないときは、損益計算書に掲記される売上高に相当する額又は結合損益計算書に掲記される売上高をいうものとする。

d 前(5) d、e及びhの規定は、第7号の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「利益の額」とあるのは「売上高」と読み替えるものとする。

e～g (略)

(7) 虚偽記載又は不適正意見等

a～c (略)

d 第8号cに規定する「当取引所が適当と認める場合」とは、監査報告書（直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）又は四半期レビュー報告書において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」が記載されていない場合をいうものとする。

e～g (略)

(8) 株式事務代行機関の設置

a (略)

b 第9号に規定する株式事務代行機関として当取引所が承認するものは、次のとおりである。

(a) (略)

(b) 東京証券代行株式会社及び日本証券代行株式会社

(9)・(10) (略)

関係

(1)～(3)の2 (略)

(4) 虚偽記載又は不適正意見等

a (略)

b 第4号bに規定する「当取引所が適当と認める場合」とは、監査報告書（「上場申請のための有価証券報告書」に中間監査報告書又は四半期レビュー報告書が添付されていない場合は、直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」が記載されていない場合及び監査報告書において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「限定付適正意見」が記載されている場合をいうものとする。

c (略)

付 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

関係

(1)～(3)の2 (略)

(4) 虚偽記載又は不適正意見等

a (略)

b 第4号bに規定する「当取引所が適当と認める場合」とは、監査報告書（「上場申請のための有価証券報告書」に中間監査報告書又は四半期レビュー報告書が添付されていない場合は、直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」が記載されていない場合をいうものとする。

c (略)

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部
改正新旧対照表

新	旧
<p>10 第20条（書類の提出等）第1項関係</p> <p>第1項に規定する書類の提出等については、次の(1)から(9)までに定めるところによる。</p> <p>(1) 開示を要する決定事実に係る書類の提出</p> <p>上場会社は、第2条第1号に掲げる事項のうち次のaからqまでに掲げる事項について決議又は決定（取締役会で決議したこと（代表取締役の専決事項である場合にあっては、代表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい、委員会設置会社にあつては、執行役が決定したことを含む。）をいう。以下この(1)及び次の(2)において同じ。）を行った場合には、当該aからqまでに定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、第2章の規定に基づき行う会社情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であつて、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。</p> <p>a 第2条第1号aに掲げる事項</p> <p>次の(a)から(g)までに掲げる書類。ただし、電子開示手續（法第27条の30の2に規定する電子開示手續をいう。以下同じ。）により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(d)に掲げる書類の提出を要しないものとし、上場外国会社である場合には、当該事項の内容を記載した有価証券変更上場申請書の提出をもって(a)に掲げる書類の提出に代えることができる。</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>(d) <u>目論見書及び届出仮目論見書並びにこれらの訂正に係る書類</u> 作成後直ちに</p> <p>この場合において、上場会社は、当該目論見書（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>(e)～(g) (略)</p>	<p>10 第20条（書類の提出等）第1項関係</p> <p>第1項に規定する書類の提出等については、次の(1)から(9)までに定めるところによる。</p> <p>(1) 開示を要する決定事実に係る書類の提出</p> <p>上場会社は、第2条第1号に掲げる事項のうち次のaからqまでに掲げる事項について決議又は決定（取締役会で決議したこと（代表取締役の専決事項である場合にあっては、代表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい、委員会設置会社にあつては、執行役が決定したことを含む。）をいう。以下この(1)及び次の(2)において同じ。）を行った場合には、当該aからqまでに定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、第2章の規定に基づき行う会社情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であつて、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。</p> <p>a 第2条第1号aに掲げる事項</p> <p>次の(a)から(g)までに掲げる書類。ただし、電子開示手續（法第27条の30の2に規定する電子開示手續をいう。以下同じ。）により有価証券届出書及び訂正届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(d)に掲げる書類の提出を要しないものとし、上場外国会社である場合には、当該事項の内容を記載した有価証券変更上場申請書の提出をもって(a)に掲げる書類の提出に代えることができる。</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>(d) <u>目論見書（届出仮目論見書及びこれらの訂正事項分を含む。）</u> 作成後直ちに</p> <p>この場合において、上場会社は、当該目論見書（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>(e)～(g) (略)</p>

b 第2条第1号bに掲げる事項

次の(a)及び(b)に掲げる書類。ただし、電子開示手続により発行登録書及び訂正発行登録書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(a)ロに掲げる書類の提出を要しないものとし、電子開示手続により発行登録追補書類を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(a)ハに掲げる書類の提出を要しないものとする。

(a) 発行登録に関する次に掲げる書類

イ (略)

ロ 発行登録目論見書及び発行登録仮目論見書並びにこれらの訂正に係る書類 作成後直ちに

ハ～ホ (略)

(b) (略)

c 第2条第1号fに掲げる事項

株式無償割当ての決議又は決定を行った場合は次の(a)に掲げる書類、新株予約権無償割当ての決議又は決定を行った場合は次の(a)から(c)までに掲げる書類

(a) 株式無償割当て又は新株予約権無償割当て日程表 確定後直ちに

(b) 有価証券届出効力発生通知書の写し 受領後直ちに

(c) 有価証券通知書及び変更通知書の写し 内閣総理大臣等に提出後遅滞なく

cの2 第2条第1号fの2に掲げる事項

次の(a)及び(b)に掲げる書類

(a) 発行登録に関する次のイからハマまでに掲げる書類

イ 発行登録効力発生通知書の写し 受領後直ちに

ロ 発行登録通知書の写し 内閣総理大臣等に提出後直ちに

ハ 発行登録取下届出書の写し 内閣総理大臣等に提出後直ちに

(b) 需要状況又は権利行使の見込みの調査の開始に関する次の書類 当取引所所定の「需要状況又は権利行使の見込みの調査開始通知書」 決定後直ちに (調査開始日の前日まで)

b 第2条第1号bに掲げる事項

次の(a)及び(b)に掲げる書類。ただし、電子開示手続により発行登録書及び訂正発行登録書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(a)ロに掲げる書類の提出を要しないものとし、電子開示手続により発行登録追補書類を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(a)ハに掲げる書類の提出を要しないものとする。

(a) 発行登録に関する次に掲げる書類

イ (略)

ロ 発行登録目論見書(発行登録仮目論見書及び訂正事項分を含む。) 作成後直ちに

ハ～ホ (略)

(b) (略)

c 第2条第1号fに掲げる事項

株式無償割当て又は新株予約権無償割当て日程表 確定後直ちに

(新設)

d～q (略)

(2) 開示を要しない決定事実に係る書類の提出

上場会社は、次の a から w までに掲げる事項について決議又は決定を行った場合（決議又は決定によらずに当該事項が発生した場合を含む。）には、当該 a から w までに定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、第 2 章の規定に基づき行う会社情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

a～f (略)

g 株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示する預託証券の募集又は売出し及びその発行登録（その取下げを含む。）

次の(a)から(g)までに掲げる書類。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(d)に掲げる書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(d)に掲げる書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)～(c) (略)

(d) 目論見書及び届出仮目論見書並びにこれらの訂正に係る書類 作成後直ちに

(e)・(f) (略)

(g) 発行登録に関する次のイからへまでに掲げる書類

イ (略)

ロ 発行登録目論見書及び発行登録仮目論見書並びにこれらの訂正に係る書類 作成後直ちに

ハ～ヘ (略)

h～w (略)

(3)・(4) (略)

(5) 新株予約権の行使に係る書類の提出等

a 上場会社は、他の種類の株式への転換が行われる株式若しくは株式への転換が行われる新株予約

d～q (略)

(2) 開示を要しない決定事実に係る書類の提出

上場会社は、次の a から w までに掲げる事項について決議又は決定を行った場合（決議又は決定によらずに当該事項が発生した場合を含む。）には、当該 a から w までに定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、第 2 章の規定に基づき行う会社情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

a～f (略)

g 株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示する預託証券の募集又は売出し及びその発行登録（その取下げを含む。）

次の(a)から(g)までに掲げる書類。ただし、電子開示手続により有価証券届出書及び訂正届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(d)に掲げる書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、(d)に掲げる書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)～(c) (略)

(d) 目論見書（届出仮目論見書及びこれらの訂正事項分を含む。） 作成後直ちに

(e)・(f) (略)

(g) 発行登録に関する次のイからへまでに掲げる書類

イ (略)

ロ 発行登録目論見書（発行登録仮目論見書及びこれらの訂正事項分を含む。） 作成後直ちに

ハ～ヘ (略)

h～w (略)

(3)・(4) (略)

(5) 新株予約権の行使に係る書類の提出等

a 上場会社は、他の種類の株式への転換が行われる株式若しくは株式への転換が行われる新株予約

権について上場株券等への転換が行われる場合又は新株予約権について行使が行われる場合には、次の(a)及び(b)に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、第2章の規定に基づき行う会社情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

(a) (略)

(b) 次のイからニまでに掲げる場合における株式への転換通知又は新株予約権の行使通知（ファクシミリによる送信を含む。）

イ～ハ (略)

ニ 上場している新株予約権証券の数が1000単位未満となった場合及び1単位未満となった場合 その都度直ちに

b (略)

(6)～(9) (略)

付 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

権について上場株券等への転換が行われる場合又は新株予約権について行使が行われる場合には、次の(a)及び(b)に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、第2章の規定に基づき行う会社情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

(a) (略)

(b) 次のイからハまでに掲げる場合における株式への転換通知又は新株予約権の行使通知（ファクシミリによる送信を含む。）

イ～ハ (略)

(新設)

b (略)

(6)～(9) (略)

上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱いの
一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（指定替え基準）関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 債務超過</p> <p>a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、株券上場審査基準の取扱い2(4)bに規定する連結貸借対照表（比較情報を除く。以下同じ。）に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は同取扱い2(4)cに規定する貸借対照表（比較情報を除く。以下同じ。）に基づいて算定される純資産の額とし、連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける会社である場合はこれに相当する額とする。）が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（当取引所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいう。</p> <p>b (略)</p> <p>c 第5号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第4条の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第5号ただし書に定める「1年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書類に基づき行うものとする。</p> <p>(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従</p>	<p>1 第2条（指定替え基準）関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 債務超過</p> <p>a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、株券上場審査基準の取扱い2(4)bに規定する連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は同取扱い2(4)cに規定する貸借対照表に基づいて算定される純資産の額とし、連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける会社である場合はこれに相当する額とする。）が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（当取引所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいう。</p> <p>b (略)</p> <p>c 第5号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第4条の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第5号ただし書に定める「1年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書類に基づき行うものとする。</p> <p>(a) 次のイ又はロの区分に従い、当該イ又はロに</p>

い、当該イからハまでに定める書面

イ (略)

ロ 産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ (略)

(b) (略)

d (略)

(5) (略)

付 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

規定する書面

イ (略)

(新設)

ロ (略)

(b) (略)

d (略)

(5) (略)

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（上場廃止基準）第1項関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 債務超過</p> <p>a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、株券上場審査基準の取扱い2(4)bに規定する連結貸借対照表（比較情報を除く。以下同じ。）に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は同取扱い2(4)cに規定する貸借対照表（比較情報を除く。以下同じ。）に基づいて算定される純資産の額とし、連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける会社である場合はこれに相当する額とする。）が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（当取引所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいう。</p> <p>b・c (略)</p> <p>d 第5号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第4条の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第5号ただし書に定める「1年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書類に基づき行うものとする。</p> <p>(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面</p> <p>イ (略)</p>	<p>1 第2条（上場廃止基準）第1項関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 債務超過</p> <p>a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、株券上場審査基準の取扱い2(4)bに規定する連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は同取扱い2(4)cに規定する貸借対照表に基づいて算定される純資産の額とし、連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける会社である場合はこれに相当する額とする。）が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（当取引所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいう。</p> <p>b・c (略)</p> <p>d 第5号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第4条の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第5号ただし書に定める「1年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書類に基づき行うものとする。</p> <p>(a) 次のイ又はロの区分に従い、当該イ又はロに規定する書面</p> <p>イ (略)</p>

ロ 産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

△ （略）

(b) （略）

e・f （略）

(5)～(16) （略）

(新設)

ロ （略）

(b) （略）

e・f （略）

(5)～(16) （略）

付 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2 第3条（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の特例）関係</p> <p>(1) 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)の規定は、第3条の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1(4)cの規定の適用については、次のとおりとする。</p> <p>c 第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の(a)及び(b)に定めるところによる。</p> <p>(a) 次の(b)の規定は、第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号本文に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第5号ただし書」とあるのは「第5号本文」と、「「1年以内（<u>d</u>）に掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。」とあるのは「「1年以内（当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。））」と、「買取決定等があったことを証する書面」とあるのは「支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、イの(i)から(ii)までの規定は適用しない。</p> <p>(b) 第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である</p>	<p>2 第3条（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の特例）関係</p> <p>(1) 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)の規定は、第3条の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1(4)cの規定の適用については、次のとおりとする。</p> <p>c 第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の(a)及び(b)に定めるところによる。</p> <p>(a) 次の(b)の規定は、第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号本文に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第5号ただし書」とあるのは「第5号本文」と、「「1年以内（<u>c</u>）に掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3か年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。」とあるのは「「1年以内（当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。））」と、「買取決定等があったことを証する書面」とあるのは「支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、イの(i)及び(ii)の規定は適用しない。</p> <p>(b) 第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である</p>

場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第4条の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画(第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号ただし書に規定する1年以内(dに掲げる事項を行う場合)にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ 次の(イ)から(ニ)までに掲げる場合の区分に従い、当該(イ)から(ニ)までに定める書面

(イ) (略)

(ロ) 産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(ハ) (略)

(ニ) (略)

ロ 第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号ただし書に規定する1年以内(dに掲げる事項を行う場合)にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定の日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1号a iに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当

場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第4条の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画(第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号ただし書に規定する1年以内(cに掲げる事項を行う場合)にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ 次の(イ)から(ハ)までに掲げる場合の区分に従い、当該(イ)から(ハ)までに定める書面

(イ) (略)

(新設)

(ロ) (略)

(ハ) (略)

ロ 第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号ただし書に規定する1年以内(cに掲げる事項を行う場合)にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定の日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1号a iに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当

(2) (略)

3 第4条(株券上場廃止基準の特例)関係

(1) 株券上場廃止基準の取扱い1(4)(同取扱い3(4)において準用する場合を含む。以下この3において同じ。)の規定は、第4条第1項又は第2項の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1(4)dの規定の適用については、次のとおりとする。

d 第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号又は第2条の2第1項第4号に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の(a)及び(b)に定めるところによる。

(a) 次の(b)の規定は、第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文又は第2条の2第1項第4号本文に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第5号ただし書」とあるのは「第5号本文」と、「第4号ただし書」とあるのは「第4号本文」と、「1年以内(dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に限る。)」とあるのは「1年以内(当該期間が企業再生支援機構による支援決定の日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)」と、「買取決定等があったことを証する書面」とあるのは「支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、イの(i)から(h)までの規定は適用しない。

(b) 第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書又は第2条の2第1項第4号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(上場会社が連結財務諸

(2) (略)

3 第4条(株券上場廃止基準の特例)関係

(1) 株券上場廃止基準の取扱い1(4)(同取扱い3(4)において準用する場合を含む。以下この3において同じ。)の規定は、第4条第1項又は第2項の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1(4)dの規定の適用については、次のとおりとする。

d 第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号又は第2条の2第1項第4号に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の(a)及び(b)に定めるところによる。

(a) 次の(b)の規定は、第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文又は第2条の2第1項第4号本文に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第5号ただし書」とあるのは「第5号本文」と、「第4号ただし書」とあるのは「第4号本文」と、「1年以内(cに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に限る。)」とあるのは「1年以内(当該期間が企業再生支援機構による支援決定の日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)」と、「買取決定等があったことを証する書面」とあるのは「支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、イの(i)及び(p)の規定は適用しない。

(b) 第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書又は第2条の2第1項第4号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(上場会社が連結財務諸

表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第4条の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画(第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書又は第2条の2第1項第4号ただし書に規定する1年以内(dに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ 次の(イ)から(三)までの区分に従い、当該(イ)から(三)までに定める書面

(イ) (略)

(ロ) 産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(ハ) (略)

(ニ) (略)

ロ 第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書又は第2条の2第1項第4号ただし書に規定する1年以内(dに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1号a iに規定する公認会計士等により検討されたもの

表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第4条の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画(第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書又は第2条の2第1項第4号ただし書に規定する1年以内(cに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ 次の(イ)から(ハ)までの区分に従い、当該(イ)から(ハ)までに定める書面

(イ) (略)

(新設)

(ロ) (略)

(ハ) (略)

ロ 第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書又は第2条の2第1項第4号ただし書に規定する1年以内(cに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1号a iに規定する公認会計士等により検討されたもの

であることについて当該公認会計士等が記載
した書面

(2) (略)

付 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

であることについて当該公認会計士等が記載
した書面

(2) (略)

退職給付会計基準の適用等に関する有価証券上場規程に関する取扱い要領の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 退職給付会計基準の適用により生じる会計基準変更時差異に関する取扱いの特例</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株券上場審査基準第4条(上場審査基準)第1項関係及び上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条(指定基準)関係</p> <p>退職給付会計基準の適用により会計基準変更時差異(費用の減額処理が行われるべきものを除く。)が発生した新規上場申請者又は上場会社に対する株券上場審査基準第4条第1項第5号及び第6号又は上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第5号及び第6号の規定の適用に当たっては、株券上場審査基準の取扱い2(4)aに規定する連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額及び同bに規定する貸借対照表に基づいて算定される純資産の額について、それぞれ、会計基準変更時差異未処理額(会計基準変更時差異から直前事業年度以前の事業年度において費用処理された額を控除した額をいう。)を控除したうえで税効果相当額を加算するとともに、同取扱い2(5)bに規定する連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額及び同cに規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、それぞれ、審査対象事業年度において会計基準変更時差異として費用処理された額を加算することができるものとする。</p> <p>2 退職給付会計基準を適用する事業年度前の事業年度において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている場合における影響額に関する取扱いの特例(株券上場審査基準第4条(上場審査基準)第1項関係及び上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条(指定基準)関係)</p> <p>退職給付会計基準を適用する事業年度前の事業年度(平成10年6月以後に終了する事業年度に限る。)において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている新規上</p>	<p>1 退職給付会計基準の適用により生じる会計基準変更時差異に関する取扱いの特例</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株券上場審査基準第4条(上場審査基準)第1項関係及び上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条(指定基準)関係</p> <p>退職給付会計基準の適用により会計基準変更時差異(費用の減額処理が行われるべきものを除く。)が発生した新規上場申請者又は上場会社に対する株券上場審査基準第4条第1項第5号及び第6号又は上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第5号及び第6号の規定の適用に当たっては、株券上場審査基準の取扱い2(4)aに規定する連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額及び同bに規定する貸借対照表に基づいて算定される純資産の額について、それぞれ、会計基準変更時差異未処理額(会計基準変更時差異から直前事業年度以前の事業年度において費用処理された額を控除した額をいう。)を控除したうえで税効果相当額を加算するとともに、同取扱い2(5)bに規定する連結損益計算書に基づいて算定される利益の額及び同cに規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、それぞれ、審査対象事業年度において会計基準変更時差異として費用処理された額を加算することができるものとする。</p> <p>2 退職給付会計基準を適用する事業年度前の事業年度において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている場合における影響額に関する取扱いの特例(株券上場審査基準第4条(上場審査基準)第1項関係及び上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条(指定基準)関係)</p> <p>退職給付会計基準を適用する事業年度前の事業年度(平成10年6月以後に終了する事業年度に限る。)において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている新規上</p>

場申請者又は上場会社に対する株券上場審査基準第4条第1項第6号又は上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第6号の規定の適用に当たっては、当該会計基準の変更が正当な理由に基づくものと認められている場合には、株券上場審査基準の取扱い2(5)bに規定する連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額及び同cに規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、それぞれ、審査対象事業年度における当該会計基準の変更による影響額（過年度に係る影響額に限る。）を加算することとする。

付 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

場申請者又は上場会社に対する株券上場審査基準第4条第1項第6号又は上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第6号の規定の適用に当たっては、当該会計基準の変更が正当な理由に基づくものと認められている場合には、株券上場審査基準の取扱い2(5)bに規定する連結損益計算書に基づいて算定される利益の額及び同cに規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、それぞれ、審査対象事業年度における当該会計基準の変更による影響額（過年度に係る影響額に限る。）を加算することとする。

債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 上場申請の取扱い（債券に関する有価証券上場規程の特例（以下「債券特例」という。）第2条関係）</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p><u>(5) 前(4)の規定にかかわらず、債券の上場を申請しようとする者が法第27条において準用する法第5条第8項に規定する書類を同条第6項の規定に基づいて提出している場合又は提出を予定している場合（同項に規定する公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定める場合に該当する見込みがあると当取引所が認める場合に限る。）には、前(4)の「発行者概況書」は、次のa及びbに掲げる書類とする。</u></p> <p><u>a 第27条において準用する法第5条第8項に規定する書類</u></p> <p><u>b 前(4)の規定により記載すべき事項であって前aに掲げる書類に記載されていない事項を日本語又は英語によって記載した書面</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。</p>	<p>1 上場申請の取扱い（債券に関する有価証券上場規程の特例（以下「債券特例」という。）第2条関係）</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>（新設）</p>

ETFに関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新規上場申請に係る提出書類)</p> <p>第6条 ETF特例第6条第3項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、同項に規定する施行規則で定める書類とは当該各号に定める書類をいう。</p> <p>(1) 新規上場申請日の直前計算期間又は直前営業期間の末日の1年前の日以後上場することとなる日までに、内閣総理大臣等に新規上場申請銘柄の募集又は売出しに関する届出又は通知書の提出を行った場合</p> <p style="padding-left: 2em;">次のaからdまでに掲げる書類の写し各2部（bに掲げる書類の写しについては1部）</p> <p style="padding-left: 2em;">a 有価証券届出書</p> <p style="padding-left: 2em;">b・c (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">d 届出目論見書及び届出仮目論見書</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(新規上場申請に係る提出書類)</p> <p>第6条 ETF特例第6条第3項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、同項に規定する施行規則で定める書類とは当該各号に定める書類をいう。</p> <p>(1) 新規上場申請日の直前計算期間又は直前営業期間の末日の1年前の日以後上場することとなる日までに、内閣総理大臣等に新規上場申請銘柄の募集又は売出しに関する届出又は通知書の提出を行った場合</p> <p style="padding-left: 2em;">次のaからdまでに掲げる書類の写し各2部（bに掲げる書類の写しについては1部）</p> <p style="padding-left: 2em;">a 有価証券届出書<u>（訂正届出書を含む。）及びその添付書類</u></p> <p style="padding-left: 2em;">b・c (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">d 届出目論見書<u>（届出仮目論見書を含む。）</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(書類の提出等の取扱い)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 上場ETF（外国投資証券に該当する外国ETFを除く。）に係る管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、ETF特例第9条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場ETFに係る管理会社は、第1号bに規定する書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）及び第3号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>(1) ETF特例第9条第2項第2号aの(a)に掲げる事項</p>	<p>(書類の提出等の取扱い)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 上場ETF（外国投資証券に該当する外国ETFを除く。）に係る管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、ETF特例第9条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、上場ETFに係る管理会社は、第1号bに規定する書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）及び第3号に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>(1) ETF特例第9条第2項第2号aの(a)に掲げる事項</p>

次の a から c までに定めるところにより行うものとする。ただし、電子開示手続（法第27条の30の2に規定する電子開示手続をいう。以下同じ。）により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、b に掲げる書類の提出を要しないものとする。

a ～ c （略）

(2)～(4) （略）

3 上場 E T F（外国投資証券に該当する外国 E T F に限る。）に係る外国投資法人及び管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、E T F 特例第9条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、当該上場 E T F に係る外国投資法人及び管理会社は、第2号 c に規定する書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）並びに第3号 a 及び第4号 b に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) E T F 特例第9条第2項第3号 a の(a)に掲げる事項

次の a から d までに掲げるところにより行う。ただし、電子開示手続により有価証券届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、c に掲げる書類の提出を要しないものとする。

a ・ b （略）

c 目論見書及び届出仮目論見書について、作成後直ちに

d （略）

(2)～(6) （略）

4 ・ 5 （略）

付 則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

次の a から c までに定めるところにより行うものとする。ただし、電子開示手続（法第27条の30の2に規定する電子開示手続をいう。以下同じ。）により有価証券届出書及び訂正届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、b に掲げる書類の提出を要しないものとする。

a ～ c （略）

(2)～(4) （略）

3 上場 E T F（外国投資証券に該当する外国 E T F に限る。）に係る外国投資法人及び管理会社は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて決定を行った場合には、当該各号に定めるところに従い、当取引所に書類の提出を行うものとする。ただし、E T F 特例第9条の規定に基づき行う情報の開示により、当取引所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。この場合において、当該上場 E T F に係る外国投資法人及び管理会社は、第2号 c に規定する書類（法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。）並びに第3号 a 及び第4号 b に規定する書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) E T F 特例第9条第2項第3号 a の(a)に掲げる事項

次の a から d までに掲げるところにより行う。ただし、電子開示手続により有価証券届出書及び訂正届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、c に掲げる書類の提出を要しないものとする。

a ・ b （略）

c 目論見書（届出仮目論見書を含む。）について、作成後直ちに

d （略）

(2)～(6) （略）

4 ・ 5 （略）